平成２４年（フ）第３２３号
静岡県伊東市鎌田1074番地の111　コーポナカノ２Ｆ
債務者　藤原　証子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３８号
名古屋市守山区大牧町７番７号　スカイプラザ大牧102号
債務者　濵田　隆司
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５３９号
名古屋市守山区大牧町７番７号　スカイプラザ大牧102号
債務者　濵田　佳恵
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３号
京都府福知山市字長田2093番地の81　コーポハピネス６号
債務者　角谷　欽三
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
京都府福知山市字長田2093番地の81　コーポハピネス６号
債務者　角谷　咲子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
岡山県笠岡市生江浜1021番地
債務者　藤井美千子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
岡山県倉敷市亀山1034番地４
債務者　山本　三月
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
岡山県久米郡美咲町中2949番地
債務者　福島　完治
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第９５号
岡山県津山市一色342番地
債務者　林原　康恵
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第９８号
岡山県勝田郡奈義町久常305番地17
債務者　松﨑　匡城
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第２６８号
高知市介良219番地
債務者　田内　陽一
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２７６号
高知市春野町内ノ谷１番地１　県住３号
債務者　中川　君子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８４号
高知市長浜4499番地11
債務者　小畑　惠美
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８５号
高知県香南市香我美町上分1067番地19　ハイツタチバナ102号
債務者　安岡　広明
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８８号
高知市薊野北町２丁目13番35号　パストラル澤村103
債務者　山中　眞奈
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９０号
高知県南国市岡豊町蒲原238番地　県営住宅Ｃ棟309号
債務者　長﨑　　平
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５８号
秋田県横手市朝日が丘３丁目13番11号　市営住宅１―201
債務者　高橋　広美
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
秋田地方裁判所横手支部